

## 単元株式数の変更に関する公告

2013年4月1日

株主各位

大阪市中央区南本町4丁目2番4号  
モリト株式会社  
代表取締役社長 與田 邦男

2013年2月13日開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、2013年4月1日（月曜日）付をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたので、公告いたします。

以 上

（ご参考）

1. 上記変更に伴い、2013年4月1日（月曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更いたします。
2. 株主各位におかれましては、一切の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。